

平成29年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)

成果報告書

実施機関名 (浜松市教育委員会)

1. テーマ

科学的根拠に基づいた特別(発達)支援教育を推進し、発達障害を含む特別な支援を要する児童への合理的配慮の提供及び全ての児童の発達を支援する学校経営の在り方

2. 問題意識・提案背景

- (1) 浜松市では、特別(発達)支援教育を学校経営の基盤とする、という方向性を出しており、第3次浜松市教育総合計画(平成27年度～平成31年度)において「一人一人の可能性を引き出し伸ばします」を政策の一つとして掲げ、障害のある子供支援充実のための施策を進めている。具体的には、特別(発達)支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、発達支援学級、通級指導教室、発達支援教室等の多様な学びの場の充実、などに取り組んでいる。
- (2) しかし、近年、特別な支援を要する子供たちが年々増加している。毎年、特別(発達)支援学級数が約1割増10年間で学級数は約1.8倍に増えている。LD等通級指導教室は10年間で通級児童生徒数は8倍、教室数も8倍の増加である。通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒は6.3%いるという調査結果が出ている。発達障害児や特別な支援を要する子供たちが、教室徘徊、暴言暴力、不登校、引きこもり、等の不適応状態となっており、その要因も、複雑化、複合化していて、解決が困難な事例が増えている。現在、学校が抱えている喫緊の課題である。
- (3) 特別な支援を要する子供たちは、それぞれの環境要因・個人要因に様々な危険因子を抱えている。障害のある子供たち、特別な支援を要する子供たちに対して、困難さを早期に発見し、適切な支援を行い、不適応の状況に陥ることのないように未然防止に努め、一人一人の教育が充実したものとなるように、特別(発達)支援教育の視点を踏まえた校内支援体制の整備・確立が課題である。同時に、これは、全ての子供の教育的ニーズに応える包括的で、ユニバーサルな支援体制である。
- (4) 校内支援体制に関わる課題は次の点である。
- ①学校全体として進めていくために必要な体制の構築(組織対応)
 - ②科学的根拠のある効果的な指導・支援の共有化(共有化)
 - ③教員の専門性の向上(資質向上)
 - ④児童生徒、保護者、地域への理解啓発(理解促進)
 - ⑤外部の専門機関との連携の推進(外部連携)

3. 目的・目標

本事業は、発達障害を含む障害のある児童生徒及び特別な支援を要する児童生徒等に対する特別(発達)支援教育の充実、特別(発達)支援教育の視点を踏まえた

校内支援体制の確立のため、指定校をモデルケースとして学校経営の在り方について、専門家を活用して調査研究を行うものである。

(1) 特別(発達)支援教育に関する基礎的な知識の理解、専門性の向上

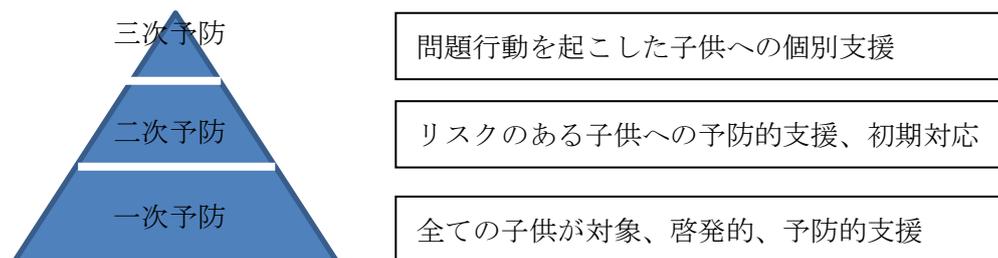
全ての教職員は、特別(発達)支援教育に関する一定の知識・スキルを身に付ける必要がある。特に発達障害の特性、問題行動の捉え方等に関する基礎的な知識・スキルは、発達障害の可能性のある、特別な支援を要する児童の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。

(2) 発達障害の可能性のある児童生徒の不応行動及びその背景にあるいじめ、不登校、暴力行為などの問題行動の要因と、それに対する対応策、支援方法に関する研究

調査研究を行い、何が該当児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為などの関連リスクを高めているのか明らかにする。明らかになった関連因子に対するアプローチ方法を検討する。そして、介入の結果について調査を行い、その効果測定を行う。

(3) 特別(発達)支援教育を根幹とした学校経営の在り方に関する研究

指定校『蒲小モデル』における校内支援体制は、包括的に支援する学校経営モデルである。『蒲小モデル』では、支援を一次予防、二次予防、三次予防の三段階に分ける(図1)。



(図1)

- 一次予防では、全ての子供を対象とした予防的支援を行う。
 - ・ 学校生活や授業におけるルールや手順の明確化
 - ・ 行動支援の方法の明確化
- 二次予防ではリスクのある児童への予防的支援、行動上の問題への初期対応
 - ・ リスクのある児童の発見と支援のマニュアル化
 - ・ 行動上の問題(特にルール逸脱行動)の初期対応の明確化
- 三次予防は問題行動を起こした子供への個別支援
 - ・ アセスメントによる子供理解、個別の教育支援計画の作成
 - ・ 関係機関、外部の専門機関との連携

以上のように指定校において、特別(発達)支援教育の視点を踏まえた校内支援体制の確立、学校経営の在り方について研究を進めていくにあたって次の目標を設定した。

(3) 目標

- ① 教職員の特別(発達)支援教育の知識及び技能の向上を図る。
- ② 科学的根拠に基づいた特別(発達)支援教育を学校全体として推進するための包括的システムのモデル構築を行う。

4. 主な成果

- (1) 特別（発達）支援教育の理念を根幹に据えた学校経営構想（グランドデザイン）モデルが立案できた。
- (2) 職員の特別（発達）支援に関する意識がさらに高まった。
 - ・学校経営スーパーバイザーによる特別（発達）支援教育理解啓発・専門性向上研修により、教員の子供理解力及び特別（発達）支援教育に関する理解や専門性が向上し、職員の意識改革が図られた。
 - ・職員の発達障害に対する科学的根拠（脳科学）に基づいた理解が進み、問題行動の捉え方とその対応や逸脱行動について理解と対応が進んだ。
 - ・職員が子供たちを褒める必要性を科学的に理解し、褒める機会が増え、子供たちの自己肯定感が高まってきている。
- (3) 合理的配慮に基づいたユニバーサル授業に対する認識が向上し、授業改善の方向性が明確になった。
 - ・行動科学に基づいたABC分析や課題分析により、授業のユニバーサル化に向けた改善の視点を明確化できた。
 - ・分かる授業における基礎基本としての発問、指示、説明の明確化の重要性について再認識することで、授業改善の目的を共有できた。
- (4) 特別（発達）支援体制構築に向け「発達支援チーム」の組織化が図られ、校内支援体制、関係機関との連携体制が機能し、体制が強化された。
 - ・生徒指導を含めた特別な支援が必要な児童への支援体制だけでなく、その前段の合理的な配慮が必要な児童への校内支援体制も整理できた。
 - ・特別（発達）支援教育コーディネーター、生徒指導主任を中核とする「発達支援チーム」の組織が機能し始め、校内支援体制、関係機関等との連携が図られた。
- (5) 合理的配慮に関するツール等の作成により、子供の逸脱行動、問題行動が減少するとともに、児童の自己肯定感が向上した。
 - ・「どの子にも分かる」を視点とした校内生活におけるルールや手順の見直しを図られ、また、ツールの一部を開発した。
 - ・逸脱行動への職員の統一した対応により、好ましくない行動が減少した。
 - ・全ての児童に対して、教員が統一した行動、支援をすることで、子供たちが安心して学ぶ環境づくりが進んだ。
 - ・明るい挨拶と廊下歩行に大きな改善が見られた。

5. 教育委員会及び指定校における取組概要

(1) 専門家を活用した学校経営計画等の策定

(教育委員会の取組)

- ① 学校経営スーパーバイザーと事業構想を検討する。
- ② 特別(発達)支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業運営協議会(以下「運営協議会」という。)を運営する。

運営協議会の構成メンバーは、指定校の校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、特別(発達)支援教育コーディネーター、研修主任、養護教諭、PTA会長、スクールカ

ウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校経営スーパーバイザー、教育委員会事務局である。

ア 第1回運営協議会

- 本事業の説明(事務局)、学校系『蒲小モデル』構想の検討、調査研究の内容の検討、今後も計画の検討

イ 第2回運営協議会

- 効果測定の調査結果に基づく成果・課題の確認
- 本事業のまとめと来年度の計画

- ③ 指定校の学校経営における特別(発達)支援教育を推進するためのシステムを構築するために指定校に設置されるワーキンググループ(以下「システム構築WG」という。)の運営を支援する。

- システム構築WGは、指定校の教頭、主幹、生徒指導主任、特別(発達)支援教育コーディネーター、研修主任をメンバーとする実行部隊である。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒及び特別な支援を要する児童生徒等に対する特別(発達)支援教育の充実、特別(発達)支援教育の視点を踏まえた校内支援体制の確立、エビデンスのある学校経営『蒲小モデル』の構築のため、その実務部隊として、具体的な実践、調査研究について検討、提案する。

- ④ 指定校における研修、調査・研究、実践

ア 指定校校内研修

- 特別(発達)支援教育の基礎的な知識の理解、専門性向上研修
 - ・ 問題行動を捉える
 - ・ 発達障害の正しい理解
 - ・ 実行機能とワーキングメモリ、概念化
 - ・ A B C分析、課題分析

イ 指定校における調査研究の実施

- 学校経営の現状を把握するために、学校風土尺度、子供の強さと困難さ尺度、家庭状況の調査

ウ 指定校における実践

- 調査研究結果の分析により、学校経営上の重点を「問題行動への対応」「低学力への対応」として、A B C分析、ツールの開発、対応方法の手順化等を研究し、実践する。

○ 各担任がどのように具体化するののかについて研修し、学校経営スーパーバイザー等より実践の中での指導を受ける。

エ 実践の効果測定

○ 効果測定の調査（学校風土尺度、子供の強さと困難さ尺度）

○ 効果測定結果の分析：効果の有無についての確認と次年度についての経営方針の確認

⑤ 指定校の研究を浜松市内に広げる

ア 各校の特別（発達）支援教育コーディネーター等を対象に学校運営構築研究開発事業全体連絡会（以下「全体連絡会」という。）の開催

○ 全体連絡会では、指定校における調査結果、実践経過、実践報告について、学校経営スーパーバイザーを講師とした研修を行う。

イ 浜松市教育委員会のホームページで、取組の目的や、過程、成果などを計画的に発信する。

（指定校の取組）

① 特別（発達）支援教育の理念を根幹に据えた学校経営構想（グランドデザイン）の構築

・学校教育目標の具現化に向け、学校経営目標「一人一人の子供にとことん寄り添う教育の実現」を掲げ、「確かな子供理解に基づく一人一人の子供のニーズに応じた発達支援・生徒指導」を合い言葉に、学校経営重点目標に、

ア ニーズに応じた発達支援により「できる・分かる」を保障し、「使える」力を育てる。

イ 居心地のよい学級・学校づくりを基盤に、自己肯定感を高め、安全・安心を保障する。

ウ 子供理解力を高め、互いに助け合い、個性を発揮して高め合う職員集団となる。

を位置づけ、

ア 特別（発達）支援教育への理解・専門性向上研修の充実、

イ 報連相を基盤に繋がりを持った組織的な対応、

ウ 子供や保護者のニーズに丁寧に対応する発達支援チームを中心とした職員体制の確立

を、教員の「教師力・マネジメント力の向上」の中心的課題として位置づけ、意識化を図った。

② 特別（発達）支援教育に関する職員の理解啓発・研修の充実

・学校経営スーパーバイザーを講師として招聘し、数回に渡って、理解啓発研修を実施した。

・研修内容

ア 科学的根拠のある教育、学校風土、危険因子と保護因子、先行研究事例

イ 発達障害の正しい理解、問題行動のとらえ方、脳の実行機能とワーキン

グメモリー

ウ ABC分析、社会的情緒スキル、課題分析、教員の行動を変える（授業行動・子供への対応行動）、ルール設定と教え方

エ 授業研究（授業参観、授業反省会）

授業における合理的配慮、授業改善の視点

オ 近隣（3校）の特別（発達）支援学級担任の指導力向上合同研修の実施（年3回）

③ ユニバーサル授業（合理的配慮提供）の体制づくりといじめ・不登校の予防につながる児童の行動支援ツールの開発作成

- ・発達障害といじめ、不登校との因果関係についての科学的根拠に基づく理解
- ・ABC分析、課題分析の理解とツール開発に向けた全職員による共通理解
- ・問題行動の初期対応、教員の行動支援の仕方（ルール逸脱行動）の共通理解
- ・全ての児童を対象とした啓発的・予防的取組（1次予防）としての学校生活におけるルールや手順の明確化とツールの作成

（主な成果）

- ・特別（発達）支援教育の理念を根幹に据えた学校経営構想（グランドデザイン）モデルが立案できた。
- ・特別（発達）支援教育理解啓発・専門性向上研修により、教員の子供理解力及び特別（発達）支援教育に関する理解、専門性が向上し、意識改革が図られた。

(2) 合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方

(教育委員会の取組)

合理的配慮の提供に係る体制整備の在り方の取組

- ① 校内研修に学校経営スーパーバイザーを派遣し、職員の特別(発達)支援教育に関する基礎的な知識の理解、専門性の向上を図る。
 - ・授業における合理的配慮、授業改善の視点
 - ・どの子にも優しい基礎的環境整備、環境調整
 - ・発達障害の正しい理解、学級風土改善のための
 - ・ABC分析、課題分析による支援の仕方
- ② 子供の実態把握
 - ・学校風土尺度、子供の強さと困難さ尺度、家庭状況の調査
 - ・各学級の強みと弱み、課題の考察
- ③ 校内の支援体制の構築への学校経営スーパーバイザーの助言
 - ・特別(発達)支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の構築
 - ・学校生活におけるルールや手順の明確化に関する行動科学的アプローチ
 - ・感情・行動のコントロールに効果のあるツール開発についての助言

(指定校の取組)

合理的配慮の提供に係る体制整備については、合理的配慮の支援を直接実施する教員の理解啓発と資質の向上に向けた取組と子供たちの本校の特別(発達)支援体制のシステムの構築及びツールの開発作成2つの視点で実施した。

<教職員理解向上>

- ① 学校経営スーパーバイザーによる授業研究の実施
 - ・授業における基本的な合理的配慮の理解、より良い授業(好ましい行動に誘う)となる環境条件の理解
 - ・授業改善の視点(発問、指示、説明)の明確化
- ② 関係機関との連携による学級風土改善のための実践的研究
 - ・対象学級の学級風土改善を目的に、浜松市教育センター研究員と学校経営スーパーバイザーと連携して、学級風土改善計画を立案、実践し、担任の意識改革を図った。

<システム構築及びツールの開発作成>

- ① 特別(発達)支援教育コーディネーター、生徒指導を核とした発達支援チーム体制の確立
 - ・特別(発達)支援教育コーディネーター、生徒指導主任、養護教諭、主幹教諭、教頭、校長、担任、学年主任によりチーム編成し、アセスメントに基づいた合理的配慮や関係機関との連携についてケース会議を実施したり、関係機関との合同ケース会議を実施したりした。
- ② 校内就学支援委員会、特別(発達)支援委員会の定例実施による支援内容の共通理解体制の整備

- ・特別な配慮が必要な児童や合理的配慮が必要な児童を確認し、特別（発達）支援委員会（わんぱく委員会、しずか委員会）を位置づけ、毎学期実施してアセスメントに基づく効果的な支援について共通理解を図った。
- ③「学校生活アンケート」を実施し、いじめの早期発見と支援児童への支援体制確立を図った。
 - ・生徒指導主任による全校への「生活アンケート調査」を集計、分析し、介入支援の必要な学級及び支援の必要な児童を洗い出し、いじめ対策委員会で情報を共有し、支援方法改善について協議。
- ④ 統一マニュアルを作成し、全縦割りによる「黙働清掃」の実施
 - ・教員の指導支援方法の統一化と学校生活のルールや手順の明確化や当たり前を褒める機会として、縦割り清掃の時間を位置づけ、清掃マニュアルを作成し、全職員で共通理解して、黙働清掃を実施し、清掃の仕方が分からないことを理由に逸脱する行動を予防するとともに、教員が一貫した指導支援をし、褒めることで子供たちの自己肯定感の向上を図った。
- ⑤ 学び方を学ぶハンドブック「まなぼっ！と」の作成と授業での活用
 - ・学年に応じて授業の進め方や見通しをもった学習ができる支援ツールとして、「学ぼっ！と」を作成し、授業で活用した。

（主な成果）

- ・合理的配慮に基づいたユニバーサル授業に対する認識が向上し、「わかる授業」が展開されるなど、授業改善が進んだ。同時に、児童の学習に取り組む意欲、姿勢が前向きになってきた。
- ・合理的配慮に関するツール等の作成により、子供の逸脱行動、問題行動が減少するとともに、児童の自己肯定感が向上した。

（3）発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方

（教育委員会の取組）

発達障害等の可能性のある幼児児童生徒を取り巻くいじめの防止、不登校対策等の生徒指導上の学校課題に対する体制整備の在り方に対する取組

- ① 学校経営スーパーバイザーによる校内研修において職員の特別（発達）支援教育に関する基礎的な知識の理解、専門性の向上を図る。
 - ・科学的ないじめ予防プログラム、いじめに関連する要因
 - ・投稿不安定に関与する要因とその課題解決策
 - ・ABC分析、課題分析による支援の仕方
 - ・問題行動（ルール逸脱行動）への行動支援の仕方
- ② 子供の実態把握
 - ・学校風土尺度、子供の強さと困難さ尺度、家庭状況の調査
 - ・学校の強みと弱み、課題の考察
- ③ システム構築及びツール開発への学校経営スーパーバイザーの助言
 - ・学校生活におけるルールや手順の明確化に関する行動科学的アプローチ
 - ・感情・行動のコントロールに効果のあるツール開発についての助言

- ・良い行動を増やし、悪い行動を減らすための行動科学からの助言

(指定校の取組)

本校では、学校経営スーパーバイザーの指導のもと、発達障害を持った児童がいじめの対象となりうる事実や「分からない」ことを理由に逸脱行動や好ましくない行動をする児童を減らす観点から、「全ての子供を対象とした啓発的・予防的取組（1次予防）」を最優先に行った。また、実践に当たっては、教員の理解啓発と資質の向上と子供たちへの特別（発達）支援体制に係るシステム構築とツールの開発作成の2つの視点で実施した。

<教職員理解向上>

① 特別（発達）支援教育理解啓発・専門性向上研修

- ・発達障害といじめ、不登校との因果関係についての科学的根拠に基づく理解
- ・ABC行動分析、課題分析の理解とツール開発に向けた全職員による共通理解
- ・問題行動への初期対応、教員の行動支援の仕方（ルール逸脱行動）の共通理解
当たり前にできている子供の肯定的評価（褒める）と誤学習による逸脱行動を
起こしている子供への積極的無視の重要性の理解

<システム構築及びツールの開発作成>

① 学校生活におけるルールや手順の明確化とツールの開発作成

- ・朝の支度、学習の支度、忘れ物をしたときの対処の仕方、イライラしたときの
対処の仕方、トラブルになったときの対処の仕方の掲示物ツールの作成
- ・作成したツールの使い方を全校集会で提示、指導
全校集会で教員（劇団カバーズ）によるツールをロールプレイング劇にして全
児童に説明し、その後、学級で具体的に活用。
- ・当たり前にできている子供の肯定的評価（褒める）と誤学習による逸脱行動を
起こしている子供への積極的無視
- ・逸脱行動へのリスクのある児童に対する「個別支援シート」の作成と活用
- ・挨拶キャンペーン、廊下歩行キャンペーンの実施と全職員による肯定的評価（褒
める）の継続
- ・期待する子供像「キラキラ！ポプラっ子は、こんな子です！」「キラキラ輝く、
16の姿！！」を作成
生活のきまりを「～しません。」の否定的表現から「～しています。」の肯定的
表現に改め、全教室に掲示し、学校だよりで全家庭に配布し、保護者の啓発に
努めた。

(主な成果)

- ・特別（発達）支援教育理解啓発・専門性向上研修により、教員の子供理解力及び
特別（発達）支援教育に関する理解、専門性が向上し、意識改革が図られた。
- ・合理的配慮に関するツール等の作成により、子供の逸脱行動、問題行動が減少す
るとともに、児童の自己肯定感が向上した。

(4) 特別支援教育コーディネーターの活動状況

○指名している人数

1名

○指名している者ごとの具体的な職務内容（校長、教頭等管理職との役割分担）

- ・ 支援が必要な児童のとりまとめ（個別の教育支援計画等）
- ・ 就学支援委員会、発達支援委員会等、各委員会の企画・運営
- ・ 医療との連携（医療機関との連絡調整及び保護者に随行しての情報共有）
- ・ 発達支援指導員、スクールヘルパーとの連携・調整
- ・ 保護者との特別支援相談
- ・ 教頭は、特別（発達）支援教育コーディネーターとともに情報を収集整理する。
- ・ 校長は、支援内容のビジョンを確認し、最終的判断と決断を行う。

○軽減している職務内容

- ・ 級外
- ・ 授業時間数の軽減
- ・ 他分掌業務の軽減

○特別支援教育コーディネーターとして職務に従事している時間数（月平均）

- ・ 約 90 時間（1 日約 4 時間）

○特別支援教育コーディネーターの人選方法や必要な資質

- ・ 教職経験年数（学年主任、特別支援学校、特別支援学級担任歴も考慮）
- ・ 特別支援教育に関する知識・理解及び研修状況
- ・ 人柄を含めた保護者との人間関係構築能力
- ・ 校内就学支援、各種委員会運営に係るマネジメント力
- ・ 児童・保護者、担任に関する情報収集力
- ・ 管理職及び関係機関との調整力
- ・ 決断力

等、これらの内容を加味し、人選の基準としている。

○特別支援教育コーディネーターの学校における通常の役職、任期

- ・ 役職：教員
- ・ 任期：1 年（継続性を考慮して、再任あり）

○特別支援教育コーディネーター育成のための教育委員会としての取組

- ① 特別（発達）支援教育コーディネーター研修会を悉皆研修と指定実施。
 - ・ 解決が困難な事例検討会
 - ・ 『蒲小モデル』の全体像、一次予防、二次予防について
- ② 特別（発達）支援教育コーディネーター研修会を 5 年間実施
 - ・ 校長の推薦をもとに 20 人を選抜して、TEACCHA、ABA、CBT などの様々な技法について、具体的な応用の仕方や困難事例への対処法について、講義や演習を通して学ぶ。5 年間で 99 名のリーダーを育成し、各学校のコーディネーターとして活躍している。

6. 今後の課題と対応

(1) 教員の特別（発達）支援教育理解啓発・専門性向上研修を学校経営に意図的・計画的に実施したことで、教員の特別（発達）支援教育に対する理解が深まると同時に、より専門的な知識や特別な支援が必要な児童に対する具体的な支援の方法についてのニーズが高まった。

そこで、特別な支援が必要な児童（LD、ASD、ADHD等）に対する具体的な支援方法や合理的配慮について科学的な視点での研修や事例研究を通して個々の児童への対応力の向上を図りたい。

また、リスク児童のスクーリングシートを作成し、支援の内容に応じた支援方法の簡易マニュアルの作成も進めたい。

(2) みんなが分かるユニバーサル授業や合理的配慮に向けた基礎的な事項についての理解が進んだ。

さらに、ユニバーサル授業に向けた授業フローの作成やみんなが分かる授業に向けた「先生の行動チェックリスト」を活用した自己評価システム（レーダーチャート）を活用して、更なる意識改革図っていききたい。

(3) 学校生活におけるルールや手順の明確化を通して、みんなが分かる（合理的配慮）ツールを作成し活用したことで、子供たちが安心して生活できる環境の改善が図られつつある。

そこで、子供たちの登校から下校までの1日の学校生活全てに関わるルールの見直しと手順の明確化を図り、子供たちが安心して生活できる環境づくりを促進していききたい。

さらに、児童・保護者生活支援ツール（よくわかる蒲小学校）を作成し、教員・児童・保護者の三者で情報を共有することで保護者の学校への理解啓発を進めていききたい。

(4) 本事業で指定校をモデルケースとして学校経営の在り方について、専門家を活用して調査研究を行った。発達障害を含む障害のある児童生徒及び特別な支援を要する児童生徒等を含む全ての児童生徒の教育的ニーズに応える校内支援体制、包括的発達支援の『蒲小モデル』のベースが確立した。この学校経営モデルを、今後さらに指定校で研究していく。

(5) 学校経営モデル『蒲小モデル』と研究の成果である学校生活におけるルールや手順の明確化と開発したツールを、浜松市内の小・中学校に広げられるようにする。

7. 指定校について

(小学校)

指定校名：浜松市立蒲小学校												
	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		第5学年		第6学年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
通常の学級	179	6	148	5	171	5	172	5	207	6	186	6
特別支援学級	2		2		1		2		1		2	
通級による指導 (対象者数)	3		3		3							
	校長	副校長 ・教頭	主任教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	1	40	2	1	11	2	1	1	5	66

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：1名

※特別支援学級の対象としている障害種：知的

※通級による指導の対象としている障害種：なし

8. 問い合わせ先

組織名：浜松市教育委員会

- (1) 担当部署 指導課 教育総合支援センター
- (2) 所在地 静岡県浜松市中区中央1-2-1
イーステージ浜松オフィス棟7階
- (3) 電話番号 053 - 457 - 2428
- (4) FAX 番号 050 - 37373 - 5229
- (5) メールアドレス sogo@city.hamamatsu-szo.ed.jp